

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年12月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200084号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年11月30日から同年12月1日まで

A社B支店を平成23年11月30日に退職したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同日となっているので、喪失年月日を平成23年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る退社届によると、請求者の退職日は平成23年11月29日となっており、請求期間に係る勤務は確認できない。

また、A社は、給与の締切日は25日であると回答しているところ、請求者から提出された平成23年12月分給与支給明細書(給与計算期間は平成23年11月26日から同年12月25日まで)の勤務日数は3日と記載されており、同社から提出された出勤簿により確認できる出勤日(平成23年11月26日、平成23年11月27日及び退職日である平成23年11月29日)の3日と一致することが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、A社B支店における請求者の離職日は平成23年11月29日となっており、上述の退社届により確認できる退職日と同日である上、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合していることが確認できる。

加えて、請求者から提出された給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された貸金台帳及び同社の回答によると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが認められる。

また、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、A社B支店の事業主が、請求者の資格喪失年月日を平成23年11月30日

として届出していること及び備考欄に「11/29 退社」と記載していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200086号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月1日から平成13年9月23日まで

A社に勤務した期間のうち、標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている期間がある。年金記録のように、急に給与額が低くなった覚えはないので、請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成6年7月1日に47万円から24万円に減額され、平成6年7月から平成7年6月までは24万円、平成7年7月から平成12年6月までは28万円、平成12年7月から同年12月までは38万円と記録され、平成13年1月1日に38万円から20万円に再度減額され、平成13年1月から同年8月までは20万円と記録されていることが確認できる。請求者は、破産管財人の記名及び押印がされ、支給総額及び社会保険料控除額が記載された給料台帳(支給月分は、平成13年1月分から同年8月分まで)を提出し、本訂正請求を行っている。

しかしながら、請求期間について、請求者は、給与明細書を所持しておらず、A社は既に破産しており、元事業主は、請求期間に係る資料は残っていない旨回答及び陳述している上、日本年金機構は、A社に係る算定基礎届等各種届書及び滞納処分票等滞納に関する資料を保管していない旨を、課税庁は、税務関係資料は10年前までしか遡って発行できない旨を回答している。

なお、上述の給料台帳における平成13年1月分については、38万円の標準報酬月額に見合う給与額及び厚生年金保険料控除額が記載されているものの、上述のとおり、標準報酬月額が20万円として届出されていることがオンライン記録により確認でき、ほかに関連資料もないことから、実際に給料台帳どおりの給与が支払われ厚生年金保険料が控除されたかを確認又は推認することができない。

また、平成13年2月分から同年8月分については、請求者は、未払賃金立替払制度を利用し、賃金全額が未払として立替払金の支給を受けていることから、当該期間については、給与の支払がなかったと判断でき、制度上、立替払金は社会保険料等を控除する前の賃金を基礎に計算されることから、当該期間については、厚生年金保険料の控除がなかったと判断できる。

このほか、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。